

# HiTOS チャレンジカップ車両規則書

## 第1章 車両規則の定義

1. 車両規則は公平な競技進行と、競技会に関係する者全ての安全を確保する為に、主催者が競技者に求める最低の基準である。すなわち競技者の安全確保のみならず、ギャラリー、審判員、その他競技会関係者に対する安全確保も目的としている。
2. 各競技会が発行する特別規則書と本規則書の内容に相違がある場合は、各競技会が発行する特別規則書を優先する。

## 第2章 総則

1. 基本的には保安基準に適合した登録(ナンバー付き)車両を対象とする。ただしオフロード走行を楽しめる市販車が少なくなったことを鑑み車両検査が有効期間内に無い車両であっても会場内で実施する車両検査にて本規則書に則って安全性、公平性が確保されていることが確認出来れば出走を認める。
2. 構造変更を認められた車両においても、競技の公平性を保つ為に、本規則書及び各競技会の特別規則書によって制限を設ける場合もある。

## 第3章 競技者の義務

1. 競技者は本書を熟読した上で、その内容を十分に理解し、実行、遵守する義務がある。
2. 第1章-1を各競技者及び車両製作者は十分に理解し、より安全な車両製作を心がけること。
3. 各項目で定める車両装備は、その機能が十分に発揮できるように適切な使用方法を守り、保守、点検を実施すること。
4. 競技終了後は各自の責任において、入念な車両点検を実施した後会場を出ること。

## 第4章 適格な車両

1. 本競技は過酷な走行を強いられることもある。よって、一般的な整備点検は勿論のこと、競技に十分対応できる車両の状態に保つことを求める。
2. クローラー及びそれに類似する駆動装置を持たない車両であること。
3. 本競技の対象車両は市販4×4車両に限るものとする。したがって4輪駆動車であっても、総輪数が4輪以外の車両は認めない。ただしダブルタイヤの場合はそれを1輪とみなす。

## 第5章 使用部品の定義

1. 市販されている部品の使用は認めるが、保安基準等の関係から、使用を認めない部品もある。
2. 第2章-2の理由から、使用に制限を設ける部品もある。

## 第6章 車両の規定

### 第1条 一般規定

車両の各部に関する規則を定めます。以下で認める項目は、特に記述していなくとも、法に抵触しないことを前提とします。本規則書において、競技会場内で限定して認める項目以外、違法改造は認めません。なお、法に抵触しなくとも、本規則書第2章-2の理由から、制限を設ける場合もあります。

#### 1. 車両外装

- ① 市販部品の取り付け・交換は認める。なお、法に抵触しない範囲内での取り外しも認める。
- ② 特別に認める場合を除き、法で定められた車両規格(車枠)を超過しないこと。
- ③ 全てのドアパネル、フェンダーパネル、エンジンフード、フロントスクリーン(倒すことも不可)を取り外すことは認めない。ただし、車両のドアをハーフドアへ変更することは認める。  
※6点以上のロールケージを有する車両についてはフロントスクリーンの取り外しを認める  
※ハーフドアについては会場内の車両検査時に搭乗者の安全性が確保されているか確認します。
- ④ ソフトトップ、デタッチャブルトップの取り外しは認めるが、デタッチャブルトップを取り外す場合は、取り外すことで安全性が確保されている車両に限定する。安全性の観点から、後述のロールケージの条件をソフトトップ車両とみなす場合がある。
- ⑤ 部品の取り付け・交換に際しては、競技に耐えうる十分な強度を確保できる取り付けをすること。
- ⑥ 車両の強度に影響を与える部分に腐食、亀裂等がないこと。この場合は十分な強度を確保できる方法で補修を施すこと。

#### 2. 車両内装

- ① 市販部品の取り付け・交換は認める。なお、法に抵触しない範囲内での取り外しを認める。
- ② 乗員の身体周辺に突起物等、危険な部分がないこと。もしくは、有効な緩衝材を取り付けること。

#### 3. 座席

- ① 座席の交換は認める。
- ② 搭乗者のいない座席を取り外すことを認める。

#### 4. エンジン

- ① 構造変更が認められた改造は認める。
- ② 市販部品の取り付け・交換。取り外しは認める。

# HiTOS チャレンジカップ車両規則書

## 5. エンジン電装・その他電気系統

- ① 市販部品の取り付け・交換。取り外しは認めるが、配線は絶縁・固定を確実に起こすこと。
- ② バッテリー端子(+・-)の絶縁及び本体の固定は確実に起こすこと。

## 6. サスペンション

- ① 市販部品の取り付け・交換は認める。なお、法に抵触しない範囲内での取り外しを認める。

## 7. 駆動系統

- ① 市販部品の取り付け・交換は認める。なお、法に抵触しない範囲内での取り外しを認める。

## 8. タイヤ、ホイール

- ① 自動車用タイヤ及び、ホイールを使用すること。
- ② スパイクタイヤ、タイヤチェーン、あるいはこれに類似する装置の使用は認めない。
- ③ タイヤの加工(グルーピング)は認めない。
- ④ ホイールに加工を施さないこと。著しく変形したホイール及び突起物等の危険な部分が確認されるホイールは認めない。
- ⑤ 競技中の交換は理由を問わず認める。ただし交換用タイヤ・ホイールが本規則書で定められた条件を満たしていること。
- ⑥ 使用するタイヤ・ホイールは全輪同じでなくともかまわない。
- ⑦ タイヤがボディーからはみ出ている場合はギャラリへの石、泥の飛散を低減し安全を確保する為、オーバーフェンダーの装着を義務付ける(タイヤ総幅の3分の2以上がボディーからはみ出さないこと)

## 9. 制動系統

- ① 市販部品の取り付け・交換は認める。
- ② 制動力を調節する市販のプロポーションバルブ、ステアリングブレーキ等の取り付けは認めない。ブレーキラインの加工及びブレーキ調整等の方法で同様効果を得る改造を施した場合も認めない。なお構造変更が認められた車両においても、第2章-2の理由から、使用を制限する場合もある。

## 10. 排気系統

- ① 市販部品の取り付け・交換は認めるが、改造等を施し、十分な消音効果が得られないものは認めない。

## 11. ガード類

- ① 市販パーツの取り付け・交換。法に抵触しない範囲内での取り外しを認めるが、確実に固定及び処理すること。なお第6章-第1条-1-②に違反しないこと。

## 11. 制動灯および灯火類

- ① 取り外し後に鋭利な部分が露出しなければ、会場内においてのみバンパー及び灯火類の取り外しを認めるが、制動灯を取り外す場合、車両後部に後方から視認容易な位置に別途赤色の制動灯を取り付けること。  
また、灯火類については、有効な飛散防止処置を施すこと。

## 第2条 安全装備に関する規定

### 1. シートベルト

- ① 全ての車両は純正3点式のシートベルトでドライバーの安全が確保されていること。ただし安全性の面から自動車専用に製造された4ポイント以上(4×3タイプも含む)のシートベルトを推奨する。
- ② 4ポイントシートベルト取り付けに際しては、純正シートベルトの取り付け位置に、必ず専用のボルトにて取り付けること。なお車両の構造上、取り付け位置を新設しなければならない場合は、必ず知識のある者が手がけ、裏当て板及び専用のボルト、ナットを使用して取り付けること。なおシートベルト取り付け部分周辺に腐食、亀裂等がなくてはならない。この様な場合は十分な強度を確保できる補修を施すこと。
- ③ パッセンジャーを認める競技会にて、パッセンジャーが搭乗する場合は助手席側も同様の条件を満たすこと。

### 2. ロールケージ

- ① ソフトトップ車両は製造当初よりドライバー保護に有効なセンターピラーを有する車両は、これをもってロールバーの代用と認める、ただし自身の安全確保の観点から4点式以上のロールバーの取り付けを強く推奨する。
- ② ロールケージはその接続及び車体への取り付け部分を確実に固定し、車体に固定する部分には、有効な裏当て板を使用すること。なお全ての取り付け部分には専用のボルト、ナットを使用すること。また定期的な保守、点検を実施すること。
- ③ ロールケージに強度低下を招く改造を施さないこと。

## 第3条 特殊装備に関する規定

### 1. 牽引装置 (牽引用フック)

- ① 全ての車両は十分な強度を有する牽引装置(牽引フック)を前後に取り付けること。純正装備品も認めるが、牽引装置はその強度が高く、取り付け個所が多いほど迅速なレスキュー作業と、レスキューの際の競技車両に対する破損率が大幅に減少します。追加が可能ならば複数個の牽引装置の装着を推奨します。具体的には前後の左右両端に2箇所(計4箇所)の取り付けが効果的。なお牽引装置はフック形状よりも、穴あきブラケットを強く推奨する。またその内径は40mm以上が望ましい。

## 第4条 競技中の車両補修に関する規定

### 1. 車両修理

- ① 競技中の車両修理は自由であるが、必ず主催者に申し出て、指示を受けること。
- ② 車両の修理は暫定的であってはならない。主催者が車両の修理状態を不十分と判断すれば競技続行を認めない。また車両の重要な部分の修理は専門知識を有さない者は手がけないこと。

### 2. 競技中における部品交換

- ① 競技中の部品交換は自由であるが、交換用部品は本規則書に違反するものでないこと。ただしエンジン本体及びフレームの交換。車両の交換(スペアカー)は認めない。

## 第5条 初期状態の維持

### 1. 車両外観の維持

- ① 競技車両は競技終了まで本規則書の基準を満たしていなければならない。競技中に基準を満たさなくなった場合は、速やかに補修を施すこと。なお補修が困難な場合は競技続行を認めない。ただしセクション内で損傷が発生した場合においては、危険が確認されないことを条件に、そのセクションの競技続行を認める。

### 2. 車両機能の維持

- ① 競技車両は競技終了まで本規則書の基準を満たす機能を維持していなければならない。競技中に基準を満たさなくなった場合は、速やかに補修を施すこと。なお補修が困難な場合は、競技続行を認めない。